

「手編みの鳥の巣を届ける会」会則

2019年7月10日制定

(名称)

第1条 本会は、「手編みの鳥の巣を届ける会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本会代表の居宅とする。

(目的)

第3条 本会は、編み物による動物救護活動の支援、ならびに動物保護思想の啓発を行うことにより、手芸文化の普及・発展および動物保護思想の普及に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の事業を実施する。

- (1) 手編みの鳥の巣寄贈事業
- (2) 編み物・動物保護思想の普及啓発事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、代表が承認した者とする。

(退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡した時
- (2) 連絡がとれなくなってから3ヶ月経過した時

(役員)

第7条 本会の役員として代表1名を置き、任期は3年とする。ただし再任は妨げないものとする。

(総会)

第8条

- 1 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則、事業等の変更
 - (2) 事業報告及び収支予算
 - (3) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、1 名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の 2/3 以上の賛成をもって成立するものとする。但し代表は議決に対する拒否権を持つ。

(事業年度)

第 9 条 本会の事業年度は、10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日までとする。

附則

本会則は、会則制定日(2019 年 7 月 10 日)から施行する。